

議案第136号

財産の交換について

下記のとおり財産を交換するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 交換に供する財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在地 さいたま市大宮区下町3丁目8番3
- (3) 地積 4, 295. 30平方メートル
- (4) 価額 1, 636, 509, 300円

2 交換により取得する財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在地 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1内
- (3) 地積 7, 728. 61平方メートル
- (4) 価額 2, 983, 243, 460円

3 交換の相手方 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事 上田 清司

4 交換差額の補足 市は、埼玉県に対し、交換差額金1, 346, 734, 160円を支払うものとする。

5 交換理由 交換により取得する土地に、大宮区役所等に移転するため。

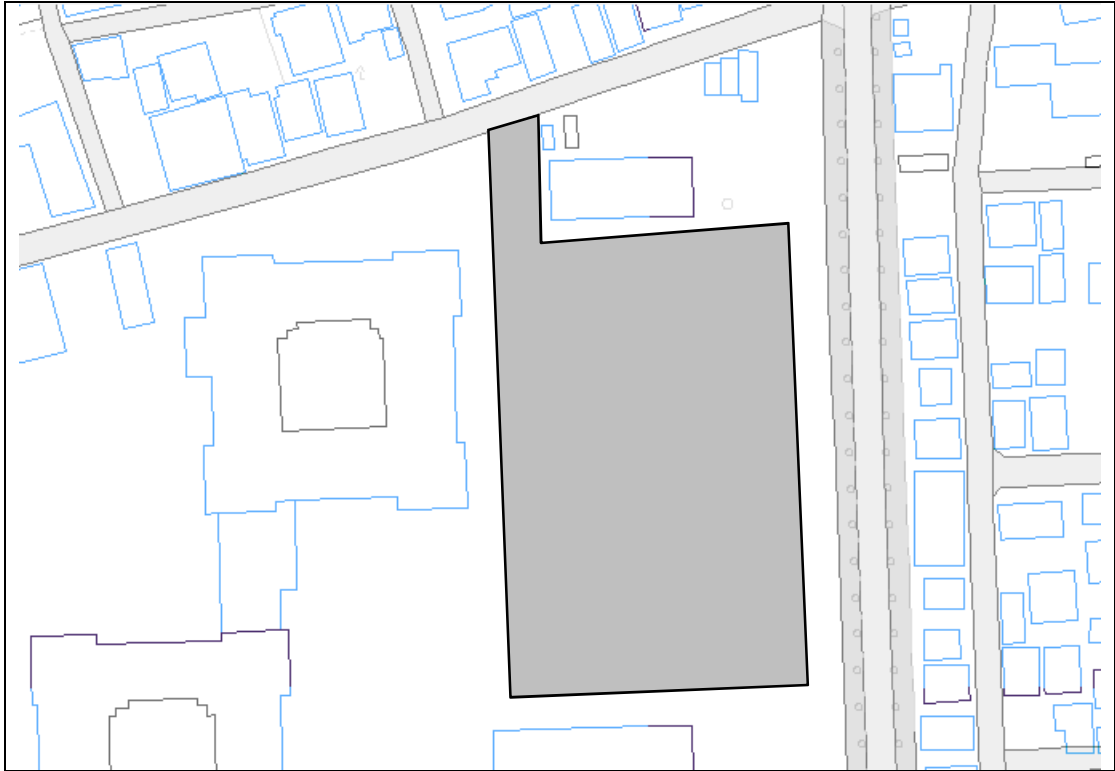
案内図



見 取 図

交換に供する財産

さいたま市大宮区下町三丁目8番3



交換により取得する財産

さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番1内

